

町内会法人化の手引

地域的な共同活動を円滑に行うために

令和8年1月改訂

上 越 市

目 次

| | | |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 「地縁による団体」の法人化について | 1 |
| 2 | 「地縁による団体」の認可の申請方法について | 2 |
| 3 | 申請後の市の事務処理（認可と告示） | 5 |
| 4 | 証明書の交付について | 6 |
| 5 | 不動産登記等について | 7 |
| 6 | 代表者（町内会長）の交代など告示された事項に変更があった場合 | 7 |
| 7 | 規約の変更について | 7 |
| 8 | 税務上の取扱いについて | 7 |
| 9 | その他の事項 | 8 |
| 10 | 印鑑登録について | 8 |
| 11 | 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 | 9 |

付録

- 規約例
- 議事録例

1 「地縁による団体」の法人化について

従来、いわゆる町内会または字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）は、この団体の名義で不動産登記ができないことなどから、財産上の種々の問題が生じることがありました。これに対処できるよう法律上権利能力を付与するための措置を講ずることとなり、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会、町内会などの地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市町村の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となれる制度（認可地縁団体制度）が設けられました。

これまでは不動産等を保有、または保有する予定がある団体が認可の対象でしたが、令和3年に行われた地方自治法の一部改正により、不動産等を保有しなくとも地域的な共同活動を行う目的のみであっても認可の対象となりました。

地縁による団体の認可申請は、次の「ア」から「エ」までのすべての要件を満たす団体の代表者が行います。これらの要件は、認可の際に活動が安定的で確固たる団体であることを確認するためのものです。

ア その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

イ その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※当該地縁による団体の構成員だけでなく、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であるということです。

ウ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

※「婦人会」や「老人会」というものは含まれません。年齢や性別などの制限があるためです。

エ 規約を定めていること。

なお、この規約には、「①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項」を記載すべきものとされています。

（法第260条の2第2項及び第3項）

※法人となるのですから、社会法人、財団法人における定款、寄附行為と同様に

規約をはっきりと定める必要があります。

法人になることにより、第三者と取引したりすることを考えると、規約に基づいて総会を開き、意思を決定する必要性が生じます。また、資産の管理の方法、処理方法等についても「処分する場合は総会で決定する。」などと明示してください。

以上4つの要件を満たしていれば、市町村長が認可することになります。

2 「地縁による団体」の認可の申請方法について

地縁による団体の法人化には、市町村長（以下「市長」とする。）の認可が必要です。認可申請は、その代表者が、地方自治法施行規則に定める認可申請書（様式第1号）に次の（1）～（5）に掲げる書類を添えて市長に対して行ってください。

(1) 規約

法人になるためには、社団法人等の定款と同じ意味を持つ規約が必要です。その規約には次の8項目について記載していただく必要があります。

（詳細は「規約例」を参照ください）

ア 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備あるいは、子ども会や敬老会の世話など、良好な地域社会の形成を維持し、活動を行っていることをできる限り具体的に定めてください。

イ 名称

名称に制限はありませんが、誤解を招きやすいものは避けてください。

※ただし、商法等他の法律に名称の制限があれば、その名称は使用できません。

ウ 区域

法律上、法人として位置付けられますので、現在活動している区域を明示する必要があります。

※ これは申請に先立ち、区域を変更したり新たに作ったりせずに、従来活動している区域で申請していただきたいということです。

また、団地ができて新たに町内会を作るような場合は、まだ活動が始まっていませんし、今後継続して活動していくのかも未定の状態ですので、ある

程度活動の目安が確定していることが条件となります。

エ 主たる事務所の所在地

集会施設の所在地、代表者の自宅どちらでも結構です。

(例) 事務所・・・「上越市〇〇町〇丁目〇番〇号」または「代表者の自宅」

オ 構成員の資格に関する事項

誰でも会員になれるというもので、加入を拒まないことが必要です。これは、日本の憲法下の個人はすべて平等であるという考え方で、昔の戸主の考え方は今の憲法の中にはありません。したがって、世帯という意思表示の単位は、法制上とることができませんので、区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること及び正当な理由のない限り、個人の加入を拒んではならないことを必ず定める必要があります。

※ 法第 260 条の 2 第 7 項では、「正当な理由」があれば入会を拒めることになっていますが、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするこの地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいうものです。これは極めて例外的な場合と考えてください。

カ 代表者に関する事項

一般的には、町内会長を代表者に選んでいただきますので、役員（町内会長を含む）の種別、選任、職務、任期等について、規定する必要があります。

キ 会議に関する事項

総会、臨時総会など団体の基本的な議決権を持つ会議について、招集方法や議決の方法について規定する必要があります。

ク 資産に関する事項

地縁による団体が所有する、もしくは保有する資産及び権利等の管理、処分の方法について規定する必要があります。

ケ その他の注意事項

法第 260 条の 2 第 9 項には、認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならないことを定めています。

※ 認可地縁団体は政党の後援団体と同様の活動をすることはできません。ただし、構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

(2) 認可を申請することについて総会で議決をしたことを証する書類

認可申請を議決した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）で結構です。

※ 団体の性格を変えるということですので、総会で全員の意思のもとで決めていただく必要があるということです。

(3) 構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所を記載してください。なお、構成員となることができる人は世帯主だけでなく、子どもまで含めた全員が対象となります。これは、法人になるという意味から考えると、世帯主だけしか意思表示ができないということはないからです。

また、子どもや高齢者の加入を拒むことはできませんが、逆にそうした方たちが自らの意思で構成員とならないことは自由です。したがって、子どもや高齢者が入っていないから認可されないということにはなりません。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般には、町内会の総会議案として提出した前年度の活動実績報告書や今年度の活動計画書などで十分です。ただし、昨年こういう活動をしました。1・・・、2・・・、3・・・、以上。というのでは不十分です。○月○日××△△の活動を行ったとか、四半期ごとにまとめてあるなど、客観的に年間を通して活動していることが理解できるものであれば結構です。

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

次のア、イの両方が必要です。

ア 申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署

名又は記名押印のあるもの) …(2)に含まれていても結構です。

イ 申請者の承諾書(申請者の署名又は記名押印のあるもの)

3 申請後の市の事務処理(認可と告示)

地縁による団体からこの申請が行われ、その内容が4つの要件をすべて満たす場合、市長は認可を行わなければなりません。(法第260条の2第5項)

市長はこの認可を行ったときは、これを告示しなければなりません。また、告示した事項に変更が合った場合も同様です。(法第260条の2第10項)

市長が告示する内容は次のとおりです。

(1) 設立の認可を行った場合

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所の所在地

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

(2) 解散した場合(破産による場合を除く)

ア 名称

イ 区域

ウ 主たる事務所の所在地

エ 清算人の氏名及び住所

オ 解散事由

カ 解散年月日

(3) 清算終了の場合

- ア 名称
- イ 区域
- ウ 主たる事務所の所在地
- エ 清算人の氏名及び住所
- オ 清算終了年月日

(4) (2)、(3)の場合及び破産による場合を除くほか、告示した事項に変更があった場合

- ア 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

※なお、認可を受けた地縁による団体は、告示があるまでは地縁による団体になったこと及び告示された事項をもって第三者に対抗（権利を主張すること）することができませんので注意が必要です。（法第 260 条の 2 第 13 項）

以上の手続により、地縁による団体は法人となります。したがって、一般法人のような法務局へ認可のための届出等の行為は不要です。

なお、市長は認可を受けた地縁による団体が法人として認可するための要件のいずれかを欠くこととなったときまたは、不正な手段により認可を受けたときは、この認可を取り消すことがあります。

4 証明書の交付について

法人となった地縁による団体は、市長に対し証明書交付請求書（様式第 2 号）を提出することにより、証明書（台帳の写し）の交付が受けられます（有料）。郵送による請求も可能です。（法第 260 条の 2 第 12 項、施行規則第 21 条）

市では、告示した事項を記載した台帳（これが法人登記簿となります）を作成していますので、前述の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付します。

5 不動産登記等について

法人となった地縁による団体の不動産登記は、一般法人の不動産登記の手続きと同じです。4 の証明書を持って法務局に行き、「今回法人になった〇〇町内会ですが、この不動産を法人名義で登記したい。」と申し出れば、法務局で円滑に処理されること

になっています。詳しくは、新潟地方法務局上越支局（電話 025-525-4133）へお尋ねください。

その他、規約の範囲内で法人としての権利能力を有します。したがって、規約の目的と全く関係のない行為等については、権利能力を有するわけではありません。これは一般の法人にあっても同様です。

6 代表者（町内会長）の交代など告示された事項に変更があった場合

市長の認可を受けた地縁による団体は、告示された事項（代表者の氏名及び住所等）に変更があった場合には、告示事項変更届出書（様式第3号）に、告示された事項に変更があったことを証する書類を添え、市長に届け出なければなりません。

（法第260条の2第11項、施行規則第20条）

ただし、名称、目的、主たる事務所の所在地等の変更は、規約変更の認可も必要となりますので、次の7による手続が必要です。

7 規約の変更について

規約を変更する場合には、規約変更認可申請書（様式第4号）に規約の変更の内容及びその理由を記載した書類並びにその規約の変更を総会で議決したことを証する書類（議事録等）を添付し、市長に申請しなければなりません。

（法第260条の3、施行規則第22条）

したがって、変更した規約は市長の認可を受け、告示された日をもって効力を持つこととなります。

8 税務上の取扱について

- (1) この法律によって認可を受けた地縁による団体は、法人税法上、同法第2条第6号に規定される公益法人等とみなされます。そのため、収益事業を行わない限りは法人税を納税する必要はありません。（同法第4条第1項）
- (2) 消費税についても、消費税法別表第三に掲げる法人として扱われますが、消費税は国、地方公共団体にも課せられるものであり、人的非課税とはなりません。ただ、その課税売上高が1,000万円以下は免税となり、申告納税の義務はありません。（消費税法第9条第1項）

- (3) 固定資産税、不動産取得税においては、「地縁による団体」に対する特別な措置は講じていません（非課税とはなりません）。したがって、従来どおり集落センター及びその敷地等公益的な目的のための不動産の取得、保有については、減免の申請を行っていただくことになります。
- (4) 不動産登記の際、納付する登録免許税についても特に措置は講じられていませんので、従来どおり支払っていただくことになります。

9 その他の事項

- (1) 認可を受けた地縁による団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものですので、営利活動（営利活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全または入会林野、もしくは旧慣使用林野の管理・利用に関する活動をいう）を目的とするものではありません。
- (2) 認可を受けた地縁による団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な限りにおいて行うものとし、地域における農林水産業者等の事業活動に支障を及ぼさないものとしてください。
- (3) 認可を受けた地縁による団体は、その活動を行うに当たっては地域における商工会・商工会議所等を含めた公共的団体の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めてください。

10 印鑑登録について

認可を受けた地縁による団体の代表者等は、必要に応じて、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができます。主に、不動産等を売却する場合や融資を受ける際に提出を求められた場合に必要となります。

印鑑登録、印鑑証明には定められた申請が必要となりますので、詳しくは担当者にご相談ください。（担当：地域政策課、各区総合事務所の総務・地域振興グループ）

11 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

過去に町内会役員等の共有名義により登記した土地等で、共有名義人が亡くなり相続人の所在が不明の場合など、所有権移転登記ができない不動産について、地方自治法の特例規定に基づく次の要件を満たしたときに、市町村長が一定の手続きを経て証

明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことが可能となりました。
(法第 260 条の 46、47)

申請手続に当たっては、多くの提出書類が必要となりますので、詳しくは担当者にご相談ください。(担当：地域政策課、各区総合事務所の総務・地域振興グループ)

(1) 認可地縁団体が登記の特例の適用を受けるための要件

- ア 不動産を所有していること。
 - イ 不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
 - ウ 不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。
 - エ 不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。
- ※それぞれの要件を満たしていることを証する資料（疎明資料）の提出が必要です。

(2) 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続

- ア 相続人の所在が分からない等により移転登記できない場合、市に疎明資料を添付のうえ所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出します。
- イ 市は提出された疎明資料により要件を確認します。
- ウ 市は要件を満たすことを確認できた場合、不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある関係者は、市に異議を述べるべき旨の公告を行います。
- エ 3 か月以上の公告期間において、異議がなかった場合は、市から異議がなかった旨を証する書類を認可地縁団体に交付します。
- オ 法務局において所有権の保存または移転登記を申請できます。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 自治体に対する要望等
- (5) 趣味・レクリエーション等文化活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認める活動

(名称)

第2条 本会は、〇〇町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、上越市〇〇全域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、上越市〇〇町×番□号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会は、前項に規定する者のほか、次の者を賛助会員として参加させることができる。

- (1) 本会の区域内に事務所又は店舗を有し、本会の趣旨に賛同する法人及び団体

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人の退会の申し出があった場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人 (会計 〇人・書記 〇人)
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項

を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とすることができる。

(1) 会費決定に関する事項

(2) 町内会館管理運営に関する事項

(3) その他○○○○○○○○○に関する事項

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を示し、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上越市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上越市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、認可の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

〇〇町内会総会（臨時総会）議事録

1. 招集月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前・午後〇〇時〇〇分
3. 開催場所 〇〇町内会館〇階ホール
4. 会員数 〇〇〇人
5. 出席者数 〇〇〇人（うち委任状〇〇〇人）
6. 議事の経過の要領

*世帯数でないことに注意

定刻になったので、司会者〇〇は開会を宣し、町内会長に挨拶を求めた。

〇〇町内会長は、会員各位の協力に感謝とお礼を述べ、今後も〇〇町内会の発展に協力をお願いするとの挨拶があった。

次に司会者は、議長の選任について、その方法を議場に諮ったところ、司会者一任との声が多数あり、司会者は、一任で良いかを出席者に諮ったところ、全員の同意があったので、議長に〇〇〇〇氏、書記に〇〇〇〇氏を指名した。

〇〇議長は、議長席に書記は書記席に着き議事に入った。

ここで議長は、本日の出席者数が〇〇人（うち委任状〇〇人）で、規約第〇条により定足数に達しており、本総会は成立する旨議場に報告した。

次いで議長は、出席者の承認を得て議事録署名人に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を指名した。

以下審議に入る。

第1号議案 任期満了に伴う役員改選について

議長は、第1号議案を上程し、〇〇町内会長の説明を求めた。

〇〇町内会長は、役員を選出方法は選挙によることとし、選挙管理委員を設けて投票をお願いしたい旨議長に要請した。

議長は、選挙管理委員に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を指名した。

以降、選挙は、町内会長、副町内会長、協議員、監事の順に投票が行われ、以下の当選者が決定した。

町内会長 ○○○○
副町内会長 ○○○○
協議員 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○
監事 ○○○○、○○○○

議長は、当選者に対し、令和○○年○月○日付けの役員承諾の可否を諮ったところ、当選者全員承諾した。

議長は、本日の議案は全て終了した旨を告げ、書記に議事録の報告をさせ、議長席を離れた。

時に○○時○○分であった。

司会者は、○○時○○分閉会を告げた。

なお、議事の経過を明確にするため、議長並びに議事録署名人が署名する。

令和○○年○○月○○日

議 長 (署名)

議事録署名人 (署名)

議事録署名人 (署名)